



2007年4月20日 第2007-45号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

改正雇用保険法等成立

4月19日、改正雇用保険法等が成立しました。改正法案は、2006年度中に成立予定でしたが、厚生労働省が参議院厚生労働委員会審議前にもかかわらず、「同法案が可決・成立した」との資料を一部議員に誤って配布したことに対して野党が反発。参議院本会議での採決は4月11日になりました。しかし、施行予定日の4月1日が過ぎていたため、参議院では、「施行期日を

2007年4月1日から公布日（4月23日予定）に改めること、保険料率の引き下げを4月1日に遡及適用させること、保険料納付期限を延長すること」の三点を修正した修正案も含めて可決しました。19日の衆議院本会議では参議院回付案（参議院修正）について採決されました。

【改正雇用保険法等の概要】

項目	改正前	改正後	いつから
雇用保険率	事業主負担分 1.15% 労働者負担分 0.8%	事業主負担分 0.9% 労働者負担分 0.6%	2007年4月1日
基本手当の 受給資格要件等	失業した場合 < 短時間労働被保険者 > 被保険者期間が 12 ヶ月以上 ないと基本手当を受給でき ない < 一般被保険者 > 被保険者期間が 6 ヶ月以上あ れば基本手当を受給できる	短時間労働被保険者と一般被保 険者の区分を廃止 倒産・解雇等による失業は被保 険者期間が 6 ヶ月以上あれば基 本手当を受給できる 自己都合退職で失業した場合 は被保険者期間が 12 ヶ月以上 ないと基本手当を受給できな い。	2007年10月1日
育児休業給付	育児休業者職場復帰給付金 休業前賃金の 10%	育児休業者職場復帰給付金 休業前賃金の 20% ただし 2010 年までの暫定的な もの 育児休業給付を受給している 期間を基本手当の算定基礎期 間（被保険者期間）から除外す る	2007年10月1日
教育訓練給付金	被保険者期間 3 年以上 5 年未満 費用の 20%（上限 10 万円） 被保険者期間 5 年以上 費用の 40%（上限 20 万円）	初回の給付は被保険者期間が 1 年以上あれば受給できる。 ただし、2 回目の受給は、初回 から 3 年以上の被保険者期間が 必要 支給率を統一 費用の 20%（上限 10 万円）	2007年10月1日

短時間労働被保険者 = 週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者